

「さいたま市食の安全委員会」の概要

1 目的

食の安全委員会は、さいたま市における食の安全・安心の確保を図るため、広く市民の意見・提言を施策に反映することを目的として、平成16年8月に設置されました。

所掌事項は、食の安全委員会設置要綱第2条に

- (1) 食の安全・安心の確保に必要な施策に関する意見・提言
- (2) 食の安全・安心に関する情報・意見交換

と定めておりますように、食の安全確保行政に関する施策の決定機関ではなく、消費者、生産者、事業者及び学識経験者等の相互理解と市の施策に対する意見聴取、市への建設的な提言を行うことを目的として開催するものです。

2 設置年月日 平成16年8月2日

3 委嘱期間

- 第1期委員：平成16年8月2日から平成18年8月1日まで
- 第2期委員：平成18年9月5日から平成20年3月31日まで
- 第3期委員：平成20年7月4日から平成22年3月31日まで
- 第4期委員：平成22年7月16日から平成24年3月31日まで
- 第5期委員：平成24年7月5日から平成26年3月31日まで
- 第6期委員：平成26年7月31日から平成28年3月31日まで
- 第7期委員：平成28年8月3日から平成30年3月31日まで
- 第8期委員：平成30年8月7日から令和2年3月31日まで

4 第8期委員会開催数

平成30年度	4回（予定）
平成31年度	4回（予定）
計	8回

5 委員構成（第8期）〔名簿は別紙参照〕

消費者関係	4名
生産者関係	3名
事業者（外食産業）	1名
事業者（加工・流通業）	1名
事業者（販売業）	1名
食品衛生協会	1名
学識経験者	2名
計	13名

6 開催スケジュール（令和元年度）

4月	
5月	
6月	
7月	
8月6日	<p>▶ 第61回（令和元年度第1回）食の安全委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度さいたま市食の安全基本方針アクションプランの策定及び平成30年度同アクションプランの実施結果について
9月	
10月	
11月	<p>▶ 第62回（令和元年度第2回）食の安全委員会</p> <p>施設見学（予定）</p>
12月	<p>▶ 第63回（令和元年度第3回）食の安全委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度食品衛生監視指導計画（素案）の提示
1月	
2月	
3月中旬	<p>▶ 第64回（令和元年度第4回）食の安全委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年年度食品衛生監視指導計画素案に対する意見募集結果について ・ 令和2年度食の安全基本方針アクションプラン案について